



公告

表彰規則（昭和34年長野県規則第6号）第6条の規定により、次の者を表彰しました。

平成20年 4月14日

長野県知事 村井 仁

スポーツ栄誉賞

平成20年 4月 7日表彰

上村 愛子

人事課

公告

次の証票は、紛失したので無効とします。

平成20年 4月14日

長野県知事 村井 仁

証票の種類	交付年月日	交付番号	所属	紛失年月日
徴税吏員証	平成15年 2月 5日	第292号	長野県上小地方 事務所	平成20年 3月30日

税務課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年 4月14日

長野県知事 村井 仁

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
平安堂東和田店
長野市大字東和田492-1ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所
成田 博之
長野市大字東和田489-6
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称（氏名）及び住所
株式会社平安堂
長野市末広町1356-1ほか
- 大規模小売店舗の新設をする日
平成20年12月 1日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,731平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- 駐車場の収容台数 139台
- 駐輪場の収容台数 67台
- 荷さばき施設の面積 25平方メートル
- 廃棄物等の保管施設の容量 8立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社平安堂	午前10時	午前 0 時
	一部区画 24時間	
未定	午前10時	午前 0 時

- 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間（一部区画 午前6時から午後9時まで）
- 駐車場の自動車の出入口の数 6か所
- 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後7時まで
- 届出年月日
平成20年 3月31日
- 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工労働部産業政策課又は長野地方事務所商工観光課
- 縦覧の期間
平成20年 4月14日から平成20年 8月14日まで
- 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年 5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 意見書の提出先
長野県商工労働部産業政策課又は長野地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年 4月14日

長野県知事 村井 仁

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
株式会社パルコ 松本店
松本市中央1-10-30外
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社パルコ
東京都豊島区南池袋1-28-2
- 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	変更前	変更後
氏名(名称)	株式会社パルコ	株式会社パルコ
住所	東京都豊島区南池袋 1-28-2	東京都豊島区南池袋 1-28-2
代表者の名 氏	伊東 勇	平野 秀一

4 変更した年月日

平成20年3月1日

5 届出年月日

平成20年3月27日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成20年4月14日から平成20年8月14日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」といいます。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」といいます。)を次のとおり行います。

平成20年4月14日

長野県公安委員会

1 講習の対象者

受講申込日において、受講しようとする警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「資格者証」といいます。)又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「修了証明書」といいます。)の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当する者

(1) 最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」といいます。)第4条に規定する1級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限り、)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」といいます。)の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限り、)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」といいます。)第1条第2項に規定する1級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限り、)に係る同規則第8条に規定する合格証(以下「旧検定合格証」といいます。)の交付を受けている者

(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限り、)に係る旧検定合格証の交付を受けている警備員であって、当該旧検定合格証の交付を受けた後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

2 講習に係る警備業務の区分、講習の実施期日等及び場所

(1) 警備業務の区分及び実施期日等

警備業務の区分	実施期日(土曜日、日曜日及び休日を除きます。)	時間
法第2条第1項第1号の警備業務	平成20年5月20日(火)から5月23日(金)まで	午前9時から午後5時まで
法第2条第1項第2号の警備業務	平成20年6月4日(水)から6月6日(金)まで	
法第2条第1項第3号の警備業務	平成20年6月18日(水)から6月20日(金)まで	
法第2条第1項第4号の警備業務	平成20年7月2日(水)から7月3日(木)まで	

(2) 場所

千曲市大字磯部1144-4

地方職員共済組合戸倉保養所名月荘

3 受講定員

各40人(定員になり次第、受付を締め切ります。)

4 受講の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 講習を受けようとする者は、下記の(2)の受講申込書を提出する前に、長野県警察本部生活安全企画課(受付専用電話 026-233-0108)に事前申込みを行い、講習受付番号を取得してください。

(4) 受付専用電話以外での受付は一切行っておりません。

(7) 電話1本につき1人の受付とします。

イ 電話受付日

警備業務の区分	電話受付日
法第2条第1項第1号の警備業務	平成20年4月21日(月)
法第2条第1項第2号の警備業務	平成20年4月30日(水)
法第2条第1項第3号の警備業務	平成20年5月12日(月)
法第2条第1項第4号の警備業務	平成20年5月26日(月)

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで(受付時間は厳守してください。)

(2) 受講申込書の提出

ア 講習受付番号を取得した者は、最寄りの警察署に、受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入した受講申込書に次に掲げる書類を添付して提出してください。

(7) 提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメー

トルの写真(受講申込書に貼付)1枚

- (イ) 資格者証又は修了証明書の写し
- (ウ) 1の(1)に該当する者にとっては、受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する書面(以下「警備業務従事証明書」といいます。)
- (エ) 1の(2)に該当する者にとっては、1級の検定に係る合格証明書の写し
- (オ) 1の(3)に該当する警備員にとっては、2級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- (カ) 1の(4)に該当する者にとっては、1級の旧検定合格証の写し
- (キ) 1の(5)に該当する警備員にとっては、2級の旧検定合格証の写し及び警備業務従事証明書
- (ク) 代理人が受講申込書を提出する場合においては、本人からの委任状

イ 提出期間(土曜日、日曜日及び休日を除きます。)

警備業務の区分	提出期間
法第2条第1項第1号の警備業務	平成20年5月1日(木)から5月9日(金)まで
法第2条第1項第2号の警備業務	平成20年5月19日(月)から5月23日(金)まで
法第2条第1項第3号の警備業務	平成20年6月2日(月)から6月6日(金)まで
法第2条第1項第4号の警備業務	平成20年6月16日(月)から6月20日(金)まで

(3) 講習手数料

講習手数料は、受講申込書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

- ア 法第2条第1項第1号の警備業務 23,000円
- イ 法第2条第1項第2号の警備業務 14,000円
- ウ 法第2条第1項第3号の警備業務 14,000円
- エ 法第2条第1項第4号の警備業務 10,000円

5 その他

- (1) 受講申込書は、長野県内の警察署(生活安全課又は生活安全・刑事課)で交付するほか、長野県警察本部ホームページ(<http://www.pref.nagano.jp/police/>)からダウンロードすることもできます。
- (2) この講習について不明な事項は、長野県警察本部生活安全企画課(電話 026-233-0110 内線 3033)に問い合わせてください。
- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課